

公益財団法人那覇市育英会学資の貸与条件及び償還方法に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人那覇市育英会定款第29条第2項の規定に基づき、学資の貸与を受ける者の条件、償還の方法その他学資の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与生の条件)

第2条 学資の貸与を受ける者（以下「貸与生」という。）の条件は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 引き続き1年以上沖縄県に住所を有する者の子弟であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（4年及び5年在学に限る。）並びに同法第58条に規定する高等学校専攻科、同法第124条に規定する専修学校の専門課程に在学し、学業、人物共に優秀であり、学資の支弁が困難と認められるものであること。
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する職業能力開発大学校の専門課程に在学し、学業、人物共に優秀であり、学資の支弁が困難と認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金又は公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の大学貸与奨学金を受ける者は、貸与生の条件を有しない。

(貸与金の額)

第3条 貸与する学資（以下「貸与金」という。）の額は、沖縄県内の実家から通学する場合（以下「自宅通学」という。）は月額3万円から5万円の間に於いて1万円単位で額を選択し、実家からの通学が困難な場合（以下「自宅外通学」という。）は月額5万円から7万円の間に於いて1万円単位で額を選択する。

2 前項の場合において、沖縄県外の学校の通信教育課程に在学する場合は、自宅通学とみなす。

(貸与生の募集方法)

第4条 貸与生の募集は、沖縄県内の高等学校、大学、高等専門学校、専修学校その他関係機関への資料配布、那覇市の広報紙及びホームページへの登載、ラジオ等電波媒体への出演等をもって行う。

(貸与の申込み)

第5条 学資の貸与を受けようとする者は、連帯保証人と連署のうえ、次の書類を提出して申し込まなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、年度途中においても申し込むことができる。

- (1) 学資貸与申込書（第 1 号様式）
- (2) 同一生計内の 18 歳未満を除く全員分の所得証明書
- (3) 世帯員全員の住民票の写し
- (4) 調査書（出身高等学校の長が発行するもの）又は学業成績証明書（在学校の長が発行するもの）
- (5) その他理事長が指定する書類

2 連帯保証人は原則として父又は母とする。

（貸与生の選考及び決定）

第 6 条 貸与生の選考及び決定は、毎年度の予算の範囲内において、理事会の決議で行う。

2 前項の選考において、順位が同一であって優先劣後を定めなければならない場合は、選考の時点以後の修業年限の短い者を優先する。

3 第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する大学等（以下「大学等」という。）への進学を条件として申請した者（以下「申請者」という。）については選考を行う。選考結果については、申請者及び連帯保証人に通知するものとする。
（借用証書及び誓約書等の提出）

第 7 条 申請者が、選考の結果貸与奨学生候補者として採用通知を受けたときは、速やかに当法人へ次の書類を提出しなければならない。なお、次の第 1 号及び第 2 号については、連帯保証人 2 人とともに連署のうえ提出しなければならない。

- (1) 借用証書（第 2 号様式）
- (2) 誓約書（第 3 号様式）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 在学証明書（在学校の発行するもの）
- (5) 進学先届（第 8 号様式）申請時と進学先等が異なる場合

2 前項の連帯保証人のうち 1 人は第 5 条第 2 項に規定する者とし、他 1 人は沖縄県に在住し、かつ、独立の生計を営む者でなければならない。

（貸与の期間）

第 8 条 貸与金の貸与期間は、貸与生に決定した年度の 4 月から、その貸与生の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。ただし、1 年度毎に貸与を更新するものとする。

（貸与の更新）

第 9 条 貸与生は、貸与の更新を受けようとするときは、毎年度 4 月末日までに、在学証明書及び原則として父又は母の世帯員全員の住民票の写しを提出しなければならない。

（貸与生に関する異動又は連帯保証人の変更）

第 10 条 貸与生又は連帯保証人は、貸与生が次の各号のいずれかに該当すると

きは、直ちに異動届（第4号様式）を提出して、届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転科、転学（転学部を含む。以下同じ。）又は退学したとき。
 - (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 貸与を辞退したとき。
 - (5) 貸与生又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- 2 連帯保証人を変更する必要がある場合において、貸与生又は新たな連帯保証人は、連帯保証人変更申請書（第5号様式）を提出のうえ当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、理事長の承認を得なければならない。
- （貸与の停止及び再認）

第11条 貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、貸与を停止し、貸与期間を短縮することができるものとする。なお、貸与奨学金については理事長の指定する方法により、償還させるものとする。

- (1) 沖縄県民の子弟でなくなったとき。
 - (2) 休学又は留年した（留学等特別な事情がある場合を除く。）とき。
 - (3) 退学または退学の処分を受けたとき。
 - (4) 停学したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 貸与を辞退したとき。
 - (7) その他貸与生としてふさわしくない理由があると認められるとき。
- 2 前項第1号、第2号、第4号及び第7号の規定により奨学金を停止された者が、その理由が止んで再度の貸与申込みがあったときは、理事会の決議によりこれを認めることができるものとする。
- 3 前項による再度の貸与申し込みがある場合の貸与期間は、原則として現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。
- （貸与金の償還）

第12条 貸与期間が終了したときは、次の方法により貸与金を償還させるものとする。この場合において、貸与金には利息を付さないものとする。

- (1) 償還の義務を負う者（以下「償還者」という。）は、貸与が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、別表（貸与金償還表）により貸与金を償還しなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、理事長の指定する方法により償還するものとする。
- (2) 償還は、年賦又は月賦とする。
- (3) 償還者が、その年度に償還すべき金額を、年度末まで滞納しているときは督促状を送付する。
- (4) 前号の督促に償還者が応じないとき又は償還者と連絡がとれないときは、連帯保証人に督促状を送付する。

(5) 前号の督促に連帯保証人が応じないときは、民事上の債権回収手続を行うものとする。

(償還の免除)

第13条 償還者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還者又は償還義務を承継する者は、償還免除申請書（第6号様式）を提出して、償還の免除を申請することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身障害者となり、償還が著しく困難になったとき。

(3) その他やむを得ない事情があるとき。

2 前項の申請があったときは、理事会の決議により、償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第14条 償還者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還者は、償還猶予申請書（第7号様式）及び当法人が定める書類を提出して、償還の猶予を申請することができる。

(1) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。

(2) 大学等に在学しているとき又は、外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるとき。

(3) その他真にやむを得ない理由により、一時的に償還が著しく困難（給与所得者は年間収入金額が300万円以下（給与所得者以外は年間所得金額が200万円以下））になったとき。

(4) 生活保護を受けているとき。

(5) 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校、国立看護大学校に在籍するとき

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定による産前又は産後の休業期間にあること、又は育児休業及び介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第9条の規定による育児休業期間によって著しく償還が困難となったときその他これに準ずると認められるとき。

(7) その他法令の規定に基づく事由によって償還が著しく困難となったとき。

2 前項の申請があったときは、理事長において、償還を猶予することができる。ただし、償還を猶予することができる期間は原則として1年間とする。

3 猶予期間終了時になお当該事由が継続しているときは申請により猶予期間を延長できるものとする。ただし、第1項各号の事由による猶予期間は、それらを通じて10年を限度とする。

4 理事長は、前項の規定により償還を猶予したときは、その旨を理事会に報告するものとする。

(虚偽による猶予の取消)

第 15 条 理事長は、前条第 1 項に定める返還の猶予の申請において虚偽があることが認められたときは、当該申請により承認された猶予について、猶予期間の開始された日に遡って取り消すことができる。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、学資の貸与条件及び償還方法に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 11 月 22 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の施行期日前に改正前の学資の貸与条件及び償還方法に関する規則に基づき、償還の猶予が認められた者については、当該償還の猶予期間に限り、従前の例によるものとする。

○関連法

第 2 条関連

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）《抜粋》

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）《抜粋》

（公共職業能力開発施設）

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

第 14 条関連

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）《抜粋》

（産前産後）

第六十五条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に
出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

② 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）《抜粋》

（育児休業期間）

第九条 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が一歳（第五条第三項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳）に達したこと。

三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第九条の五第一項に規定する出生時育児休業期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

《参考》

- ・ 休学・・・自らの意思で半期単位で大学を休むこと
- ・ 留年・・・進級条件を満たさないときに、同じ学年をもう一度行うこと